

産業廃棄物焼却炉の維持管理計画書

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第12条の6

<産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準>

	管理項目	管理方法・監視測定方法
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	廃棄物受け入れ時に、サンプル、組成表、SDS等で性状を確認し、処理可能性及び量を判断致します。
2	施設への産業廃棄物の投入は、処理能力を超えないように行うこと。	廃棄物は処理量を計量しながら投入可能な設備とし、処理能力を超えないように投入します。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他生活環境保全上必要な措置を講ずること。	「焼却炉設備緊急処置基準書」に準じます。
4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期自主検査(1回/年)、ボイラー性能検査(1回/年)の他、日常の保守点検を実施します。
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	<p>廃棄物は下記に貯留し、廃棄物の飛散・流出、悪臭の飛散を防止します。</p> <p>雑芥物:雑芥建屋のピットに貯留し、そこからの悪臭空気を吸引し焼却炉の燃焼空気として使用します。</p> <p>汚泥:汚泥ホツパに貯留し、そこからの悪臭空気を吸引し焼却炉燃焼空気として使用します。</p> <p>液状廃棄物:鋼製タンクに貯留し、そこからの悪臭空気を吸引し焼却炉燃焼空気として使用します。</p>
6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	処理施設内の床はコンクリートとし、毎日洗浄実施することで清潔を保持するとともに、外周りには排水溝及びオイルセパレータを設け、適宜油を回収します。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音発生機器(ブロワ類)は防音室に配置し、騒音値を抑制するために吸気口にはサイレンサを設置します。また機器本体にはラギングを施工します。著しい振動を発生する機器はありません。また、敷地境界線での騒音測定を定期的の実施します。(1回/3ヶ月)
8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	<p>焼却施設からの直接放流はなく、工場内の排水とあわせて水処理施設を経由して公共用水域に放流します。放流水の水質分析は定期的に行います。分析頻度と測定項目は以下の通りです。</p> <p>毎日測定項目 ; pH、COD、SS、Oil 年3回 ; 生活環境項目 年1回 ; 健康項目</p>
9	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査、その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。

2. 廃棄物処理法・施行規則 第四条の五 第一項第二号

<維持管理基準>

	管理項目	管理方法・監視測定方法
二一イ	ピット・クレーン方式によって燃焼設備にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること	破砕処理での混合、及び雑芥ピット内でのクレーンによる自動制御の再攪拌により、ごみを均一に混合します。
二一ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、第4条第一項第7号のイの厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	汚泥は2段のスクルーコンベヤでマテリアルシールしながら、外気と遮断した状態で定量で供給します。 その他の液体廃棄物は外気と遮断した状態で燃焼室にポンプで配管を介して定量連続的に供給します。
二一ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	「焼却設備運転基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、800℃以上に保ちます。
二一二	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。 ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずる恐れがないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	燃焼方式は流動層方式であり、処理物は流動砂で解砕されながらほぼ瞬間的に燃焼します。空塔速度は1.5m/sec以下としておりほぼ完全燃焼しますので、焼却灰の熱しゃく減量は10%以下になります。
二一ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	「焼却設備運転基準書」に準じ、炉温を速やかに上昇させます。
二一ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くすこと。	「焼却設備運転基準書」に準じ、炉温を高温に保ちごみを燃焼し尽くします。
二一ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室の砂層部及び燃焼排ガス部に温度計を設置し、連続的に測定し、かつ記録します。
二一チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。 ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	通常運転時は廃熱ボイラー及び、エコマイザにて集じん器に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。廃熱ボイラー、エコマイザの伝熱管が汚れにより集じん器入口温度が上昇した際には排ガスダクトに冷却空気を投入供給し、排ガス温度を摂氏200度以下に冷却できる装置を設置します。
二一リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を(チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	排ガスダクトに集じん器内に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定するための温度計を設置し、連続的に測定し、かつ、記録します。
二一ヌ	冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	冷却設備にスートブローを設置し、周期的に煤吹きを実施しばいじんを除去します。また、排ガス処理設備を構成する集塵機に堆積したばいじんは、コンベヤで排出し除去します。また、機械の定期点検と併せて1回/年、定期的な内部清掃を行います。
二一ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	「焼却設備運転基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、炉温を高温(800℃)に保つことにより、一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにします。
二一ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録すること。	バグフィルター出口に一酸化炭素濃度計を設置し、排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録します。

ニーワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の排出濃度が、0.1ng-TEQ/m ³ N 以下となるよう適切な運転条件かつ燃焼空気量の調整により焼却します。 ①800 度以上での燃焼 ②2 秒以上の燃焼室滞留時間 ③200 度以下への排ガスの急冷 を遵守することにより煙突排ガス中のダイオキシン濃度を法規制値以下とします。
ニーカ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回、ばい煙濃度(いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。)を2ヶ月に一回測定し、かつ、記録します。
ニーヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	「焼却設備運転基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、生活環境保全上の支障が生じないようにします。
ニータ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス洗浄塔の後に、既設の電気集塵機があり、また出口煙突の旋回翼により、アルカリ水の飛散を防止します。
ニーレ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第一項第7号チのただし書きの場合にあっては、このかぎりでない。	焼却炉型式が流動層方式であるため処理物中の灰分はほとんど全てばいじんになります。ばいじんは排ガス処理設備で捕集、排出され、ホツパに貯留します。処理物中の不燃物等は炉下部に設置されたスクリーコンベヤにより排出され、コンテナに貯留します。
ニーソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	該当なし。
ニーツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成中の温度連続的に測定し、かつ、記録すること。	該当なし。
ニーネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤および水を均一に混合すること。	該当なし。
ニーフ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	今回設置エリアは、危険物一般取扱所であるため消防法の基準に則り、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。

3. 第十二条の七

<維持管理基準>

	管理項目	管理方法・監視測定方法
一	燃焼室の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	「焼却設備運転基準書」及び「ユーティリティ大気汚染関係監視手順書」に準じ、摂氏800度以上に保ちます。
二	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設にあつては燃え殻を総理府令で定める基準に適合させること。	該当する設備はありません。
三	令第7条第5号に掲げる施設(廃油焼却施設)及び同条第12号に掲げる施設(廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る)にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規程により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	防油堤、コンクリート製床を設置し、廃油の流出防止、浸透防止を行います。 2回／日の日常パトロール時に施設の点検を実施し、異常を発見した場合は直ちに修理します。